

## 議第78号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

1 管理を行わせる公の施設の名称

三島市高齢者いきがいセンター

2 指定管理者となる団体

公益社団法人三島市シルバー人材センター

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月28日提出

三島市長 豊岡 武士